

第1章 計画策定の趣旨

1-1 計画策定の背景

1-1-1 国の取り組み

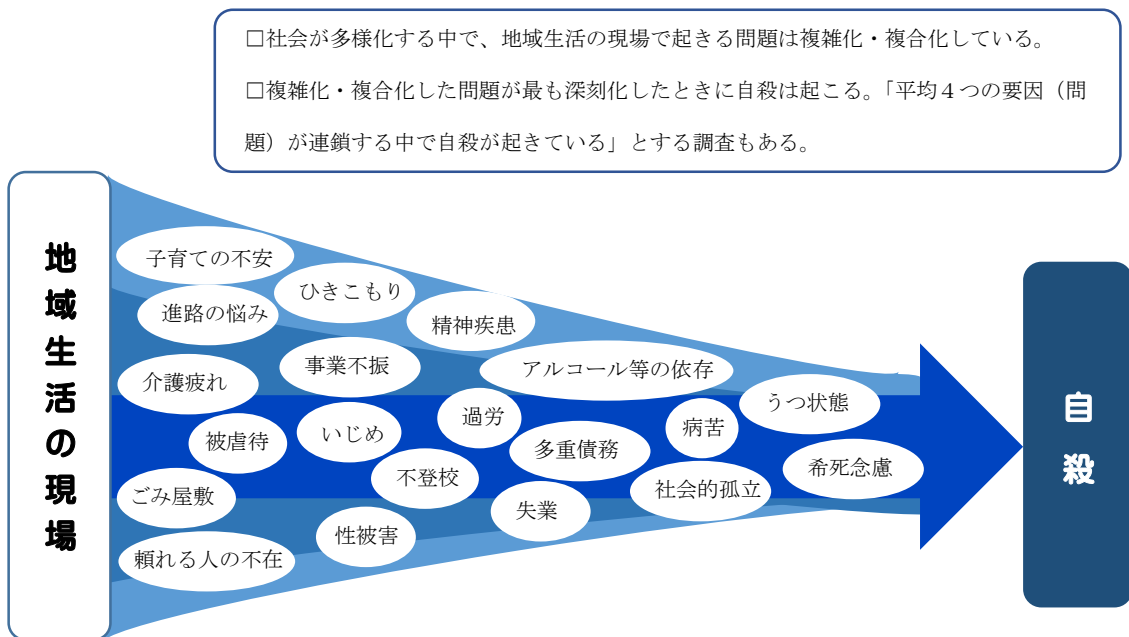
平成18年10月に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）が制定され、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになりました。

また、10年後の平成28年4月に基本法の一部が改正され、第2条に基本理念として、「自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。」が追記され、全ての自治体に「自殺対策計画」の策定が義務づけられました。

さらに、平成29年7月には「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されるとともに、自殺対策を地域レベルでさらに総合的かつ効果的に推進することとされました。

厚生労働省では、自殺は、その多くが「追い込まれた末の死」であるとしています。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があり、これらの要因が互いに連鎖しあいながら、最も深刻化したときに自殺を引き起こすとし（図1）、国や自治体が保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を進め、「生きることの包括的な支援」を実施することが自殺対策につながっていくものとしています。

図1:自殺の危機要因イメージ図(厚生労働省資料)



出典:「自殺実態白書 2013 (NPO 法人ライフリンク)

1-1-2 大阪府の取り組み

大阪府では、平成10年に自殺者数のピーク(警視庁自殺統計による)を迎え、平成15年に自殺対策に係る関係機関や団体が参画する「大阪府自殺防止対策懇話会」が設置され、平成18年には「大阪府自殺対策連絡協議会」に、平成24年には「大阪府自殺対策審議会」に改組されました。

また、平成21年度には「地域自殺対策緊急強化基金」を活用し、実態調査や普及対策、人材養成事業を行うとともに、市町村や民間団体への支援等により地域の自殺対策の強化に取り組みました。

平成24年3月には、大阪府の自殺対策の方向性を示した「大阪府自殺対策基本指針」が策定され、平成29年3月には、国の「自殺総合対策大綱」(以下「大綱」という。)を踏まえて、地域の実情に応じた総合的な自殺対策を推進するために、同指針にサブタイトルとして「～逃げてもいい、休んでもいい、生きてさえすればいい～」をつけた指針に改定され、翌年の平成30年3月には、国の「大綱」の改正に伴い、再度一部改正されました。

この指針は、改正された基本法における都道府県自殺対策計画として位置づけられ、大阪府における自殺対策のあり方及び実情を勘案した当面の計画として定められて

います。また、基本法の趣旨を反映させるとともに、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策が有機的に連携し、総合的に自殺対策が推進されることで、誰もが生きがいや希望を持って暮らすことの出来る社会の実現を目指しています。

1-1-3 本市の取り組み

本市では、自殺予防のための人材育成として、例年、自殺の危険を示すサインへの気づきや市の専門職とのつながりを目的とするゲートキーパーの養成講座を開催し、これまで1,225名を養成しました。また、地域における心の健康づくりでは、市立の小中学校において、児童・生徒へのスクールカウンセラーなどの専門職による相談や、地域の集いの場での世代間交流の取組などを実施しました。さらに、自殺に関する正しい知識の普及啓発では、毎年9月の自殺予防週間において、自殺対策啓発キャンペーンを実施し、毎年3月の自殺対策強化月間においては、箕面市立総合保健福祉センターのアトリウムにおいて、自殺予防に関するDVDの上映、パンフレットやポスター、チラシなどによって、健康問題や多重債務、女性相談など、心のケアについて、要因別の専門窓口を周知するとともに、図書館においても、自殺対策の特設コーナーを設置しました。

令和2年1月に国内での初感染が確認された新型コロナウイルス感染症の蔓延による社会環境の変化を受け、社会的弱者の自殺の増加が顕著であったことから、令和2年度においては、9月を待たず、6月から各相談窓口にのぼりを立て、自殺対策啓発キャンペーンを実施するとともに、緊急事態宣言中においては、みのおエフエムタッキー816を通じて、心の健康づくりをテーマとした放送を実施してきました。

また、生活困窮者自立支援事業において、生活のしづらさ等から心のケアが必要な対象者をキャッチした場合には、市保健師が同伴するなどの対策も実施しました。

自殺防止対策の新たな手段として、市内の民間NPO法人がSNSを活用した相談を実施しており、事業内容等の情報収集を開始したところです。

1-2 本計画の位置づけ及び期間

1-2-1 本計画の位置づけ

本市では、基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」として、平成31年3月に「箕面市自殺対策推進計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。本計画は、国の「大綱」及び「大阪府自殺対策基本指針」との整合を図り策定しています。

また、本計画は、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、「第4次箕面市総合計画」や「第2期箕面市地域福祉計画」等の自殺対策に関連する分野別計画とも連携を図りながら、保健・福祉・教育・労働その他関連施策が有機的に連携するよう総合的に推進していきます。

1-2-2 本計画期間及び見直し

平成31年3月に策定した本計画の期間は、平成31年（2019年）4月から令和6年（2024年）3月までとし、その見直し時期を概ね5年後を目処に行われる大綱の見直しに合わせるとしていました。しかし、今般、コロナ禍における自殺者増や社会福祉法の一部改正を受け見直しを行いました。今後の見直しについては、大綱の見直しに合わせ、改めて内容を検証します。なお、数値目標については、大綱における当面の目標と合わせ、前回計画値である令和8年の自殺率を平成27年と比較して30%以上減少させることに変わりはありません。また、最終的な目標として「自殺者ゼロ」を目指すことにも変わりはありません。

表1:自殺対策の指標

	平成27年	令和8年まで
自殺率※1	7.40	5.18以下
総自殺者数	10人	約7人※2

※1 自殺率 = 10万人 ÷ 総人口 × 総自殺者数

人口10万人あたりの自殺者数を表す自殺死亡率のこと

※2 総人口を143,343人（箕面市人口ビジョンより）